

保育料の軽減に係る大切な書類です。該当される場合、必ず保育利用開始日までに御提出ください。また、保育利用開始後も、きょうだいが軽減対象の施設を利用された場合、必ず御提出ください（提出された翌月から保育料の軽減を適用します）。

(宛先) 京都市長		令和●年 ●月 ●日	
届出者（保護者）住所 京都市中京区×××町□△		届出者（保護者）氏名 京都 太郎 (電話番号 075 - 123 - 0000)	
施設・事業所名 〇〇保育園	<input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中	児童氏名（連名可） 京都 優子	(生年月日) R●.●.●

(参考) 新制度に移行した幼稚園
 コドモのイエ幼稚園、洛東幼稚園、桃山幼稚園、下鴨幼稚園、龍谷幼稚園、本願寺中央幼稚園、いずみ幼稚園及び全ての市立幼稚園（令和6年10月時点）
 ※紫明幼稚園、とうりん幼稚園、寺之内幼稚園、鴨東幼稚園、山科幼稚園、八条幼稚園、光徳幼稚園、西山幼稚園については、令和7年4月に新制度幼稚園に移行予定。（最新情報は京都市情報館にて御確認ください。）
 ⇒きょうだいが上記の幼稚園（新制度に移行した幼稚園）に通われている場合は本届出書の提出は不要です。
 上記以外の幼稚園や、「軽減対象施設・事業」の表に記載されている施設を利用されている場合は、本届出書の提出が必要です。

上記利用し
 軽減対象
 ・私立
 ・企業
 ・特別
 ・里親
 ・助産施設

（情緒障害児短期治療施設） ・放課後等デイサービス

- ※1 市立幼稚園・施設型給付の対象となる幼稚園（新制度に移行した幼稚園）・保育園（所）・認定こども園・地域型保育事業を利用しているきょうだいは京都市で確認を行いますので、届出の対象ではありません。
- ※2 インターナショナルスクール等の認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く）や民族学校等又は満3歳未満の私立幼稚園への通園（2歳児接続保育事業等）は軽減対象施設・事業とはなりません。
- ※3 同一の子どもが※1記載の施設と上記軽減対象施設・事業を同時に利用している場合は、本届出書の提出が必要です。

上記の軽減対象施設・事業を利用しているきょうだいの氏名等を記入してください。

保育利用を申し込んだ児童の保育利用時期と同時期にきょうだいが上記の対象施設を利用していることの届出が必要です。

(ふりがな) 児童氏名	生年月日	利用中又は申込中の軽減対象施設・事業名	利用期間（※4）
(きょうと じろう) 京都 次郎	H●●年●月 ●日	放課後等デイサービス〇〇	R●.●.● ~ R●.●.●
()	年 月 日		~ . . .

※4 利用期間に関わらず、新規利用開始月及び毎年4月時点で、軽減対象施設・事業を利用していることを届け出ていただく必要があります。

きょうだいが年度をまたがって上記の対象施設を利用される場合は、毎年度4月時点の届出書の提出が必要です。

この届出を提出した後に、施設の利用を中止する場合は速やかにお住まいの地域の区役所・支所に御連絡ください。

む) ことを証明します。

R●年 ●月 ●日

(所在地) **京都市中京区 〇〇町×××**

(軽減対象施設・事業名) **放課後等デイサービス〇〇**

(代表者名) **中京良子**

(利用期間 (見込み)) R●年 ●月 ●日 ~ R●年 ●月 ●日

提出をされた翌月から保育料の軽減が適用されるため、4月から保育利用開始の場合は、3月末までに御提出ください。

係長	係員
軽減適用日	
軽減対象児童	軽減対象施設 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 企業主導型 <input type="checkbox"/> 放課後デイ <input type="checkbox"/> その他()